

山梨県公報

第千二百十八号

平成十三年

八月十三日

月 曜 日

目次

採石業務管理者試験の実施	四五五
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	四五五
その他	四五八
落札者等の決定について(二件)	四五八

公 告

● 採石業務管理者試験の実施
採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員 早 川 勲

- 一 試験日時
平成十三年十月十二日(金)午前十時から正午まで
- 二 試験場所
甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館八〇一会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目
次に掲げる科目について筆記試験を行う。
1 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)
2 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験手続
1 提出書類
(-) 受験願書

(二) 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)一枚

2 受験手数料
八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間
平成十三年九月十七日(月)から十月四日(木)まで(県の休日を除く。)

ただし、郵送の場合は、平成十三年十月四日までの消印のあるものは有効とする。

七 合格者の発表
山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

八 その他
1 試験当日持参するもの
(-) 受験票

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五 二二三 一六四二)に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員 早 川 勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有会社スペースデザインユウ
2 主たる営業所の所在地 甲府市貢川一丁目十番二十八号
3 代表者の氏名 功刀朝臣
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 八)第七一三〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十三年六月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

早 川

勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ワーク
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡玉穂町井之口九百七十一番地一
 - 3 代表者の氏名 依田千恵美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 十）第七八三〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年六月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

早 川

勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 樋口建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市塩部四丁目十三番二十四号
 - 3 代表者の氏名 樋口利昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第四〇九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年七月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した

旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

早 川

勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 荒井土木株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡河口湖町船津四千九百三十九番地一
 - 3 代表者の氏名 佐藤茂法
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第六四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年七月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

早 川

勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社峡南工業
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡六郷町岩間二千百十一番地
 - 3 代表者の氏名 竹之内守
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第五六一六号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十三年七月十一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員 早 川 勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社自然工房
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡長坂町小荒間四百番地
 - 3 代表者の氏名 肥沼 薫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第七二五五号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十三年七月九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員 早 川 勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ムサン建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市下石森千三十八番地
 - 3 代表者の氏名 村田義郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七三三九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十三年七月九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員 早 川 勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山陽エンジニアリング株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央三丁目九番八号
 - 3 代表者の氏名 樋川哲也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第七八二二号
- 四 処分の内容 屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十三年七月十一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年八月十三日

山梨県知事職務代理者

山梨県事務吏員 早 川 勲

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 堀口建築工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡牧丘町窪平四十六番地の一
 - 3 代表者の氏名 堀口長重
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三五一八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十三年六月二十六日付で四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十三年八月十三日

山梨県立中央病院管理局長 山 田 勲

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

薬剤収納キャビネット他物品管理用備品 二百十式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十三年六月十一日

四 落札者の氏名及び住所

協和医科器械株式会社甲府支店 山梨県甲府市国母一丁目五番一号

五 落札金額

八千九百二十五万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日

平成十三年五月十日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十三年八月十三日

山梨県立中央病院管理局長 山 田 勲

一 落札に係る購入備品等の名称及び数量

温冷配膳車 十六式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十三年七月十六日

四 落札者の氏名及び住所

和泉産業株式会社 山梨県甲府市徳行二丁目三番二十号

五 落札金額

三千七百二十七万五千元

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日

平成十三年六月十四日